

第7回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月5日(金)午後2時00分から午後2時50分

2. 開催場所 八女市役所 205会議室

3. 出席農業委員 (22名)

1番	草場 紀彦	2番	大久保義治	3番	平島 雅夫
4番	久間 絹子	5番	樋口 悦雄	6番	栗原 英喜
7番	仁田原 政美			9番	隈本 俊光
10番	今村 嗣範	11番	茅島 澄雄	12番	牛嶋 徹也
		14番	中島 秀徳	15番	鶴木 利通
16番	中村 輝義	17番	城後 公一	18番	月足 靖彦
19番	小川 哲郎	20番	田村 一彦	21番	宮園 福夫
22番	川口 隆男	23番	高山 和典	24番	塚本 ちゑ子

4. 出席最適化推進委員 (10名)

1番	馬場 康浩	15番	大坪 喜代人	20番	篠原 孝春
22番	樋口 恵一	23番	田形 隆徳	29番	吉田 敏通
33番	森 義則	35番	塩塚 義治	41番	栗原 嘉寿秀
43番	山口 史登				

5. 欠席委員

農業委員 (2名)

8番	溝尻 修	13番	大坪 知美子
----	------	-----	--------

6. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第12号 農地法施行規則第29号の規定による報告について

報告第13号 農地法施行規則第53号の規定による報告について

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

7. 農業委員会事務局職員

局長 原 信也 次長 平島 聡 書記 西原 佑美 書記 原 知輝

黒木支所 江田 弘正 立花支所 野中 由利 上陽支所 大淵 剛

星野支所 近藤 理和 矢部支所 堤 翔太

8. 会議の概要

議長 みなさまこんにちは、梅雨入りが遅くてですね、水不足で田植えが思うようにできなかった所もあるようです。また、九州南部の方ではかなりの被害が出ているようですが、長梅雨の可能性があるので災害が起きないことを願うばかりでございます。また、昨日今日と梅雨の合間の晴天となっております。

本日は、令和元年第7回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

(議長 着席)

議長 日程 第1・会議の成立
ただ今の出席委員の数は農業委員 22名
農地利用最適化推進委員 10名であります。
会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。
日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、4番 久間絹子委員、6番 栗原英喜委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
日程 第3・議案の上程を行います。
事務局をして案件の朗読をいたさせます。

事務局	<p>はい、それでは案件の朗読をさせていただきますが、その前に議案書の訂正をさせていただきたいと思います。議案書の10ページでございます。案件番号7番の所の譲渡の理由になりますが、ここに子への贈与、親より受贈とございますが、それを子と親を親族ということで訂正させていただくことをお願いしたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは引き続き案件番号を朗読させていただきます。（案件朗読）以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告3件・議案4件を一括議題といたします。1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては24件です。解約のあった土地85筆、うち田45筆、畑40筆、合計面積92,347㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置の条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>8ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 19番	<p>農業委員19番が1番について説明します。（議案書朗読）それぞれの経営縮小、経営拡大による所有権移転売買の申請ですご審議をよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を、最適化推進委員29番 吉田敏通委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 29番	<p>29番、2番について説明します。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止、譲受人の新規営農ということで所有権移転売買の申請であります。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>この案件は、新規営農でありますので事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。譲受人は新規営農で水稻、野菜、ブルーベリー、筍を作られる予定です。これまで家庭菜園で野菜を栽培されていた経験があり今後につきましては、近隣の農家からの技術指導および研修会等の参加を通して技術の習得をされるとのことです。また出荷先につきましてはJAとのことです。</p>
議 長	<p>地元委員さん及び事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を最適化推進委員29番 吉田敏通委員さんご説明をお願いします。</p>

<p>推進委員 29番</p>	<p>はい、29番、3番について説明します。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小、譲受人の借受地の取得ということで所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。9ページをお願いします。</p> <p>続いて番号4番を、最適化推進委員29番 吉田敏通委員さんご説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 29番</p>	<p>はい、29番、4番について説明します。（議案書朗読）それぞれの経営縮小、経営拡大による所有権移転売買の申請です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号5番を、最適化推進委員33番 森義則委員さんご説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 33番</p>	<p>はい、推進委員33番が、5番について説明いたします。（議案書朗読）それぞれの経営縮小、経営拡大による所有権移転売買の申請です。よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を、最適化推進委員43番 山口史登委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 43番	<p>はい、43番が6番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の農業廃止による相手方の要望とのことで所有権移転売買の申請です。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を、農業委員9番 隈本俊光委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 9番	<p>はい、農業委員9番が7番を説明します。(議案書朗読) 親族への所有権移転贈与の申請です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号8番を、農業委員17番 城後公一委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 17番	<p>はい、農業委員17番が8番について説明いたします。(議案書朗読) 親族間で1/36の持ち分を所有権移転贈与される申請です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>続いて番号9番を、最適化推進委員15番 大坪喜代人委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 15番	<p>はい、最適化推進委員15番が番号9を説明いたします。(議案書朗読) 親子間での所有権移転贈与の申請でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番を最適化推進委員15番 大坪喜代人委員さんご説明をお願いします。</p>

推進委員 15番	はい、最適化推進委員15番が10番について説明いたします。(議案書朗読)親子間での所有権移転贈与の申請でございます。よろしくお願ひいたします。
議 長	地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。
農業委員 19番	はい、農業委員19番が11番について説明いたします。(議案書朗読)親族間の所有権移転贈与の申請です。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を、最適化推進委員20番 篠原孝春委員さんご説明をお願いします。
推進委員 20番	はい、最適化推進委員20番が12番について説明いたします。(議案書朗読)親子間による所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を、農業委員1番 草場紀彦委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 1番	<p>はい、農業委員1番が13番について説明します。(議案書朗読) それぞれの経営縮小、経営拡大ということでの贈与による所有権移転 の申請です。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を、最適化推進委員23番 田形隆徳委員さんご 説明をお願いします。</p>
推進委員 23番	<p>はい、推進委員23番が14番について説明いたします。(議案書朗 読)それぞれの経営縮小、経営拡大ということでの所有権移転贈与の 申請です。ご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号15番を、最適化推進委員35番 塩塚義治委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 35番	<p>はい、推進委員35番が15番について説明いたします。（議案書朗読）親族間の贈与による所有権移転の申請です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号16番を、最適化推進委員41番 栗原嘉寿秀委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 41番	<p>はい、推進委員41番が16番について説明します。（議案書朗読）親族間の贈与による所有権移転の申請です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>続いて番号17番を、最適化推進委員41番 栗原嘉寿秀委員さんご説明をお願いします。</p>

<p>推進委員 4 1 番</p>	<p>はい、推進委員 4 1 番が 1 7 番について説明します。（議案書朗読） 親族間の贈与による所有権移転の申請です。ご審議をよろしくお願 い します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 8 番を、農業委員 7 番 仁田原政美委員さんご説明を お願 い します。</p>
<p>農業委員 7 番</p>	<p>はい、農業委員 7 番が 1 8 番について説明いたします。（議案書朗 読）経営移譲年金受給のため親子間の使用貸借権 1 0 年間の設定の申 請 です。ご審議をよろしくお願 い します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 2 9 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集 積 計画の決定の処理について、事務局より説明をいたさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画に つ いて、八女市長から本委員会に対し決定を求められているものでご ざ います。 今回は、所有権移転の案件が 2 件あります。 番号 1 番、（議案書朗読）。番号 2 番、（議案書朗読）。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 17ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第12号 農地法施行規則第29号の規定による報告について、事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。申請地の場所ですが、岡山にあります湯気の下交差点から北東に1kmほど進みましたところになります。 (議案書朗読) 農業倉庫用地として利用されます。隣接農地はありません。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。 18ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第13号 農地法施行規則第53号の規定による報告について、事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。申請地は黒木町鹿子生にあります串毛堤から北西へ約700m進んだ農地になります。(議案書朗読) KDDI無線局用地として使用されるものです。自作地であり、隣接農地の同意もあります。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。 19ページをお願いします。</p>

議 長	議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。
議 長	続いて、最適化推進委員15番 大坪喜代人委員さん現地調査の報告も併せてご説明をお願いいたします。
推進委員 15番	はい、最適化推進委員15番が、1番について説明いたします。場所につきましては、室岡にある岡山保育園から北に約350m進んだ農地になります。（議案書朗読）専用住宅用地として使用するための転用申請でございます。隣接する農地の同意もありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思っております。以上です。続きまして、現地調査をご説明いたします。6月の26日現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽により処理され、南東側道路側溝に排水されます。雨水につきましても雨水枡を通過してこの南東側道路側溝へ排水されますので隣接地への影響等問題はないと確認をしております。以上でございます。
議 長	事務局と地元委員さんの説明および現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて、番号2番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり第3種農地と判断いたします。以上でございます。

議 長	<p>続いて、最適化推進委員 2 2 番 樋口恵一委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 2 2 番	<p>はい、推進委員 2 2 が 2 番について説明いたします。まず場所につきましては、国道 4 4 2 号線の本分の信号機を南にいくと本分保育園があります。そこから東に 1 5 0 m 進んだところになります。（議案書朗読）専用住宅用地としたいということでの申請です。申請地は宅地に囲まれており隣接する農地はなく問題ないと確認してきております。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員 1 番 草場紀彦委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 1 番	<p>はい、農業委員 1 番が、現地調査の報告をいたします。7 月 2 日に現地調査を行いました。生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し申請地北側の水路に排水され、雨水排水も溜枘を設置し同じく北側水路へ排水される予定ですので隣接地への影響等特段問題ないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明、現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地の区分は第 2 種農地と判断します。 内容は 1 番と同じです。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、農業委員 1 6 番 中村輝義委員さんご説明をお願いします。</p>

農業委員 16番	はい、農業委員16番が、3番について説明をいたします。申請地の場所は上辺春の国道3号線沿いにあります黒岩のバス停から山鹿方面へ600mほど行ったところを右折し1.2kmほど山の方に上っていったところにあります。（議案書朗読）山林転用でクヌギを330本ほど植栽されます。隣接農地の同意はありますし、他の農地への用水の影響や、排水に関しても問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	現地調査委員の最適化推進委員33番 森義則委員さんご報告をお願いします。
推進委員 33番	はい、6月の25日の日に現地調査を行っております。排水につきましては雨水のみで自然流下、西側の方に水路がありますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。20ページをお願いします。
議 長	議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。
議 長	続いて、最適化推進委員1番 馬場康浩委員さんご説明をお願いします。

推進委員 1 番	はい、推進委員 1 番が、1 番について説明いたします。場所につきましては稲富にある、やめっ子未来館から西に 400 m 進んだ農地になります。（議案書朗読）専用住宅用地として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意もあり、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	現地調査委員の農業委員 1 2 番 牛嶋徹也委員さんご報告をお願いします。
農業委員 1 2 番	農業委員 1 2 番が、1 番についてご説明申し上げます。さる 6 月 26 日に現地調査を行いました。生活雑排水については合併処理浄化槽により処理され、北側水路へ排水されます。雨水については雨水枡を通して北側水路へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないということを確認いたしております。以上です。
議 長	事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて、番号 2 番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地区分は、第 2 種農地と判断いたします内容は 1 番と同じです。以上でございます。
議 長	続いて、農業委員 1 4 番 中島秀徳委員さんご説明をお願いします。

農業委員 14番	はい、農業委員14番が2番について説明いたします。場所につきましては、八女市高塚にあります公立八女総合病院から南へ約500mほど進んだ農地になります。（議案書朗読）目的につきましては駐車場用地とのことをございます。隣接農地等ございませので問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。
議 長	現地調査委員の農業委員9番 隈本俊光委員さんご報告をお願ひします。
農業委員 9番	はい、農業委員9番が、2番について説明いたします。6月26日に現地調査を行いました。生活雑排水については発生しません。雨水については、自然流下により南側道路側溝へ排水されますので隣接地への影響等特段問題ないと確認しております。以上でございます。
議 長	事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。
	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。
	ご異議ありませんか。
	（ 異議なしの声あり ）
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
	続いて、番号3番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。
	第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。以上でございます。
議 長	続いて農業委員9番 隈本俊光委員さんご説明お願ひします。

農業委員 9番	はい、農業委員9番が3番についてご説明いたします。場所につきましては、新庄の五差路交差点から北に500m進んだ農地になります。（議案書朗読）資材置き場用地として利用するための申請でございます。隣接農地の同意もあり水利の承諾もとれており排水についても問題ないと思います。以上でございます。
議 長	現地調査委員の農業委員12番 牛嶋徹也委員さんご報告をお願いします。
農業委員 12番	はい、農業委員12番が、3番について説明いたします。6月26日に現地調査を行いました結果、生活雑排水につきましては発生いたしません。雨水については自然流下により東側道路側溝に排水されますので隣接地への影響等特段問題ないと確認しております。以上でございます。
議 長	事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
議 長	（ 異議なしの声あり ）
事務局	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて、番号4番を事務局より説明をいたさせます。
議 長	はい、ご説明いたします。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。以上でございます。
推進委員 33番	続いて、最適化推進委員33番 森義則委員さんご説明をお願いします。
	はい、推進委員33番が4番についてご説明いたします。申請の場所は国道3号線の矢部川の橋を渡り100mほど進んだところを右折し400mほど入ったところで介護施設かつき苑の東側にあります。（議案書朗読）申請人につきましては新聞配達業を営んでおり事業所

推進委員 3 3 番	用地として利用するための所有権移転売買の申請でございます。隣接農地はございません。水利員の承諾はとっております。他の農地への用水の影響や排水についても問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	現地調査委員の農業委員 2 番 大久保義治委員さんご報告をお願いします。
農業委員 2 番	はい、農業委員 2 番、4 番について報告いたします。6 月 25 日に現地調査を行いました。雑排水については既存の合併処理浄化槽に流し込み申請地東側の水路に流されますので、隣接地の影響やほかにも影響ないものと確認してきております。以上よろしくお願いいたします。
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて、番号 5 番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた農地であり第 3 種農地と判断いたします。以上でございます。
議 長	続いて、最適化推進委員 3 3 番 森義則委員さんご説明をお願いします。
推進委員 3 3 番	<p>はい、推進委員 3 3 番が 5 番についてご説明いたします。申請の場所につきましては国道 3 号線の矢部川の橋を渡り 100 m ほど進んだところを右折し 300 m ほど入ったところの市道沿いにあります。今申し上げましたかつき苑の手前の、さっきの案件の手前になります。</p> <p>（議案書朗読）専用住宅取得としての所有権移転売買の申請ござい</p>

推進委員 33番	ます。隣接農地の同意もありますし、水利員の承諾もあってあります。ほかの農地への用水の影響や排水についても問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	現地調査委員の農業委員2番 大久保義治委員さんご報告をお願いします。
農業委員 2番	はい、農業委員2番、5番についてご報告いたします。6月25日に現地調査を行いました。生活雑排水については合併処理浄化槽を設置し西側の水路に流されますので隣接地への影響やほかにも影響ないものと確認しております。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。 (閉会宣言 2時50分) 令和元年7月5日 議 長 4番 6番